

県有地売却媒介制度のご案内

1 制度の概要

(1) 目的

鹿児島県では、県有未利用財産の売却を促進するため、宅建業者による媒介を活用して、購入希望者の掘り起こしを図ることとしています。

(2) 対象物件

随時売払物件（一般競争入札において落札されなかった県有財産で、申込の先着順による売却を行っている物件）

随時売払物件はこちら ⇒



(3) 概要

県と宅地建物取引業協会及び不動産協会で締結した協定に基づき、宅建業者等を介して購入の申込があった場合に、当該宅建業者等（仲介業者）と県で媒介契約を締結し、物件の売買契約が成立した際には、売買金額に応じた媒介手数料を支払います。

(4) 媒介手数料

売買金額の区分	報酬額の割合
1千万円以下	1,000分の30
1千万円超5千万円以下	1,000分の25
5千万円超	1,000分の20

2 売却の流れ

一般競争入札 落札 ➡ 売却

不調

随 時 売 払

媒介制度

